

今号のお知らせ

● 日本年金機構	P2-3
● 全国健康保険協会 岩手支部	P4-5
● 岩手県社会保険労務士会	P6

● 社会保険協会からのお知らせ	
☆ライフプランセミナーを開催します	P7
☆ゴルフ大会を開催します	P7
☆東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券について	P8



絵と文：千葉てるお

「美味しそうだね！くずまき鍋」

葛巻では新たな名物メニューとして「くずまき鍋」という料理が展開されています。

地域の産物を取り入れながら、お店によってそれぞれ工夫された仕立て方があり、どれもこれも食べてみたい！と思わせます。伝統料理の継承はもちろんですが、これから伝統へと育ち愛されて行けるほどの可能性を感じています。

これから寒さが増していく季節なので美味しさを楽しめる鍋です。

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

「標準報酬決定通知書」を送付します

算定基礎届により決定された被保険者の新しい標準報酬月額をお知らせする「標準報酬決定通知書」を送付します。

給与明細書等に記載するなどして、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き取り分及び事業主負担分と合致するかご確認ください。不一致の際には年金事務所までお問合せください。

なお、郵送される保険料納入告知額・領収済額通知書等を待たずに少しでも早く保険料額を突合されたい場合は、前号でご案内した電子送付(オンライン事業所年金情報サービス)をご利用ください。

※電子申請の際に電子通知書を希望された事業所様へは、個人単位の通知書データとなりますが、複数名単位の一覧表形式をご希望の場合には、変換ファイルを日本年金機構のHPに掲載しておりますのでご利用ください。

電子送付を活用すると便利です!



健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号
事業所番号

通知書は、処理が完了した方から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

被保険者整理番号	被保険者氏名	第1適用年月	決定後の標準報酬月額		第1生年月日	第2種別
			(健保)	(厚年)		
		R 6.9	千円	千円		
		R 6.9	千円	千円		

◆ねんきんネットをご活用ください

日本年金機構では、お客様が24時間いつでもどこでも、スマートフォンやパソコンで、ご自身の年金に関する情報を確認できるサービスとして「ねんきんネット」を運用しております。

「ねんきんネット」では、次の情報を確認することができます。

各種のやり取りが手間いらずで行えるんですよ!



- ◎年金記録がいつでも確認できます
 - ➔これまでの年金加入履歴や保険料の納付状況等を確認できます。
- ◎通知がオンラインで受け取れます
 - ➔確定申告に使用する通知書をe-Tax対応の電子データで受け取れます。
- ◎年金見込額を知りたいときにオンラインで確認できます
- ◎年金の手続きがスマホで完結
 - ➔お勤め先を退職したとき等の国民年金に関する手続きや年金請求手続きがオンラインでできます。

マイナンバーカードをお持ちであれば、政府が運営するマイナポータルから簡単に「ねんきんネット」をご利用いただくことができますので、従業員の皆様へご案内をお願いします。

ねんきん定期便のペーパーレス化の利用登録について

毎年誕生日に、日本年金機構が郵送している「ねんきん定期便」を電子版(PDFファイル)にてご確認ください。電子版「ねんきん定期便」はダウンロードが出来るため年金記録の管理・保存に便利です。ペーパーレス化の手順は、下記のとおりとなりますので、ぜひ利用登録をお願いします。

「ねんきんネット」ねんきん定期便のペーパーレス化手順

はじめて「ねんきんネット」を利用する方

スマートフォンで登録

- ① メールアドレスを入力・【ペーパーレス化する】を選択
ねんきんネットにはじめてログインすると、以下の画面が表示されます。ねんきんネットに登録するメールアドレスを入力し、【ペーパーレス化する】を選択のうえ、【登録/変更内容を確認する】を押します。
- ② 【入力内容を登録する】を押す
前の画面で入力した内容を確認のうえ、【入力内容を登録する】を押します。

設定完了

パソコンで登録

- ① メールアドレスを入力・【ペーパーレス化する】を選択
ねんきんネットにはじめてログインすると、以下の画面が表示されます。ねんきんネットに登録するメールアドレスを入力し、【ペーパーレス化する】を選択のうえ、【登録/変更内容を確認する】を押します。
- ② 【入力内容を登録する】を押す
前の画面で入力した内容を確認のうえ、【入力内容を登録する】を押します。

設定完了

「ねんきんネット」ねんきん定期便のペーパーレス化手順

すでに「ねんきんネット」を利用している方

スマートフォンで登録

- ① 【ねんきん定期便のペーパーレス化】を押す
ねんきんネットトップページ下部【各種設定を変更する】の【ねんきん定期便のペーパーレス化】を押します。
- ② 【ペーパーレス化する】を選択
【ペーパーレス化する】を選択のうえ、【登録/変更内容を確認する】を押します。
- ③ 【入力内容を登録する】を押す
前の画面で入力した内容を確認のうえ、【入力内容を登録する】を押します。

設定完了

パソコンで登録

- ① 【ねんきん定期便のペーパーレス化】を押す
ねんきんネットトップページ下部【各種設定を変更する】の【ねんきん定期便のペーパーレス化】を押します。
- ② 【ペーパーレス化する】を選択
【ペーパーレス化する】を選択のうえ、【登録/変更内容を確認する】を押します。
- ③ 【入力内容を登録する】を押す
前の画面で入力した内容を確認のうえ、【入力内容を登録する】を押します。

設定完了

事業主様へ

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、健康保険法に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

加入者のみなさまの保険料の負担軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度実績 扶養解除となった人数……約7.1万人
 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)……約10億円

保険料の負担軽減に大きくつながる結果となりました。今年度もご協力をお願いいたします

令和6年度 被扶養者資格再確認の流れ

確認対象 令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者
送付時期 令和6年10月上旬～令和6年10月下旬(順次送付)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。



協会けんぽより、事業所様あてに「被扶養者状況リスト」が届く

- 認定要件の確認**
- 同居要件
 - 国内居住要件(海外特例要件)
 - 収入要件
 - 資格重複が無いか
- を確認

確認の結果

解除となる被扶養者がいる場合



扶養解除のお手続きをお急ぎですか？

はい

- ①は協会けんぽへ提出
- ※②・③は日本年金機構へ提出
- ※②は日本年金機構の様式をご使用ください。

いいえ

- ①・②・③を協会けんぽへ提出
- ※決定通知書の送付まで1～2か月かかります。

解除となる被扶養者がいない場合

- ①被扶養者状況リスト ※2枚目は、事業主控えになります。
- ⚠️ 下記に該当する方については、「被扶養者現況申立書」及び「確認書類」※1が必要

- ※1 ■被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

その他必要書類等、詳しくは被扶養者状況リストに同封のリーフレット、または右の二次元コードをご確認ください。



確認の結果、すべての方が「変更なし」の場合でも、必ず被扶養者状況リストのご提出が必要となります。



同封の返信用封筒で協会けんぽへ郵送

提出期限：**令和6年11月29日(金) 必着**



お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

先着
700名様限定

協会けんぽの補助を使ってお得に受けられます！ 令和6年度 歯科健診事業のご案内

全国健康保険協会岩手支部では、歯科健診事業を実施しております。歯科医師が事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診を実施させていただきます。

対象 ▶ 協会けんぽ岩手支部の**被保険者様**(歯科医療を提供している事業所の被保険者は除く)
 ※対象者以外の方は割引料金の対象とはなりません、お申し込みは可能です。

料金 ▶ **1,100円(税込)** 正規料金2,420円

実施数 ▶ **先着700人** 700人に達した時点で申し込みを終了いたします。

実施期間 ▶ **令和6年6月～令和7年2月**

申込方法 ▶ 申込書を岩手県歯科医師会までFAXまたは郵送で提出

申込書のダウンロード、事業の詳細については、岩手支部のホームページをチェック！
 (右の二次元コードからご覧いただけます)



お問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)

健診で「要治療」・「要精密検査」と判定されたら 早急に医療機関を受診してください

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、重大な病気につながります。



1か月だけで
これだけの医療費が!!



医療機関を受診せず放置してしまうと重症化し、医療費が高額になってしまいます。

生活習慣病の重症化による医療費(10割)

傷病名	入院	外来
心筋梗塞	約114万円	約2万9千円
脳梗塞	約72万円	約2万円
脳出血	約81万円	約2万3千円
糖尿病合併症(腎不全の場合)	約51万円	約29万円

※【岩手支部加入者レセプト1件当たり(一か月当たり)の金額(令和3年度)】
 ※患者ご本人様が医療機関の窓口で支払う自己負担額は、負担割合によって異なります。

事業主の皆様へのお願い

協会けんぽでは、健診結果において、「**血圧値**」、「**血糖値**」、「**LDL(悪玉)コレステロール値**」が高く、医療機関の受診が確認できない方には、**文書**や**電話による案内**を行っております。**事業所様へ外部委託機関から電話があった場合は、ご本人様にお取次ぎいただきますようお願いいたします。**

※**岩手支部では医療機関への受診勧奨を外部委託機関により実施しています。**
 (令和6年度委託先：株式会社 エム・エイチ・アイ)



詳しくはこちら

お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

従業員の休みの違いについて 知っていますか？(休日、休暇、休業、休職の違い)

休日、休暇、休業、休職と「休み」の種類に違いがあっても、共通点は雇用関係を維持しながら、一定の理由や事情によって労働者の権利義務を免除する効果を発生させる点にあります。改めてそれぞれの違いを確認していきましょう。

総務担当 従業員の『休日』や『休暇』にはどのような違いがあるのですか？



違いってなに？

社労士 はい。休日とは、もともと労働者の労働義務のない日のことです。この休日には、労働基準法で定められている法定休日と会社が独自に定めている所定休日(法定外休日)があります。労働基準法では、毎週1回の休日を与えなければなりません。この毎週1回の休日が法定休日です。それ以外の休日は会社が独自に定めている所定休日(法定外休日)となります。

休日は労働義務がない日のことです！



一方、休暇とは、労働者の労働義務がある日に会社がその労働義務を免除する日のことです。したがって、労働義務がある日にしか休暇を取ることはできません。労働基準法にも、休暇は労働日(労働義務のある日)にのみ取得できることが定められています。

休暇にも、法律上定められた法定休暇と会社が独自に定めた所定休暇がありますね。

休暇の種類	名称
法定休暇	年次有給休暇、生理休暇、裁判員休暇、子の看護休暇、介護休暇など
所定休暇	慶弔休暇、病気休暇、リフレッシュ休暇など

※会社独自の所定休暇の場合は、会社と労働者の取決め等(就業規則等)が適用されます。

総務担当 それでは『休業』や『休職』はどのような休みなのですか？

この二つは会社が労働義務を免除する日のことです！



社労士 はい。休業とは、休暇と同じく、労働者の労働義務がある日に会社がその労働義務を免除する日のことです。休業には、労働基準法で定められている産前産後休業、育児介護休業法で定められている育児休業や介護休業などがあります。通常、休業している期間中には労働者の労働義務が既に免除されており、休暇を取得することができません。

休職に関しては、労働基準法上の定めはありません。休職制度がある会社の場合は、休職の事由、休職期間、復職の基準と手続き、復職できない場合の措置などをあらかじめ就業規則等に定めておきます。この休職制度は、会社が休職を発令することによって、労働義務を免除する効果があります。会社に休職制度がない場合でも違法ではありませんが、最近は休職制度を導入する会社も増えていきますね。

総務担当 なるほど、それぞれの違いが分かりました。就業規則を再確認し、従業員にきちんと休みのルールを説明できることが重要ですね。有難うございました。

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

「ライフプランセミナー」を実施します！

今年度のテーマは「50代からの人生設計」です。老後2000万円問題や年金の繰下げ受給など人生後半における生活設計についてFP(フィナンシャルプランナー)である社会保険労務士によるセミナーを実施します。会員限定のため参加費は無料ですのでぜひご参加ください。

詳細は当協会HP (www.syahokyo-iwate.com)から「**ライフプランセミナーの実施について**」をご参照ください。

■申込方法: 当協会HPから

◎「**参加申込書**」を印刷しFAXで申込んでください。

土日実施!

実施日	時間	会場	定員	申込期限
令和6年10月 6日(日)	14:00~16:30	奥州市 Zホール	45	10/ 2
令和6年10月27日(日)	14:00~16:30	盛岡市 アイーナ	100	10/23
令和6年11月16日(土)	14:00~16:30	北上市 オフィスプラザ	70	11/13
令和6年11月23日(土)	14:00~16:30	大船渡市 シーパル大船渡	40	11/20
令和6年12月 7日(土)	14:00~16:30	宮古市 シーアリーナ	35	12/ 3

※HPをご覧になれない場合はFAXによりご案内いたします。(岩手県社会保険協会 TEL019-625-2772)

「ゴルフ大会」も実施します！

詳細は当協会HP (www.syahokyo-iwate.com)から「**ゴルフ大会の実施について**」をご参照ください。

■申込方法: 当協会HPから

◎「**参加申込書**」を印刷しFAXで申込んでください。

- 開催日時 令和6年10月19日(土) 8:10スタート(予定)
- 会場 岩手ゴルフ倶楽部(紫波町)
- 参加資格 当協会会員事業所の被保険者及び被扶養者
- プレー費 (プレー費には昼食代1,000円を含みます)
および参加費 キャディなし: 10,700円/キャディあり: 13,450円



※HPをご覧になれない場合はFAXによりご案内いたします。(岩手県社会保険協会 TEL019-625-2772)

年金制度説明会の実施について(お知らせ)

現在12月から1月にかけて県内各地で年金制度説明会を実施する準備を進めています。詳細は「社会保険いわて」11月号でご案内予定ですが、当協会ホームページでは10月下旬をめぐりに先行してご案内する予定ですのでご承知おきください。

説明会の内容は以下を予定しておりますので是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。(内容が変更となることがあります)

- ◎「遺族年金・障害年金について」…………… 講師: 各年金事務所職員
- ◎「保健師、栄養士等による健康講座」…………… 講師: 県内保健所職員
- ◎「フリーランス・事業者間取引適正化等法について」…………… 講師: 岩手労働局職員



社会保険協会からのお知らせ

☆会費納入の御礼とお願い

平素より当協会事業へのご理解とご協力につきまして心より感謝申し上げます。「令和6年度社会保険協会会費」の払込につきまして早速納入いただき、ここに感謝を申し上げます。

さて、令和6年度の会費について口座振替の事業所様は7月4日振替させていただきました。ご指定通帳へは「RL）イワテシャホキョウカイヒ」と表示されておりますのでご確認願います。

また、口座振替以外の事業所様は「社会保険いわて」7月号へ「コンビニ・ゆうちょ(郵便局)併用払込用紙」を同封しておりますので、お済でない場合はご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、「払込用紙」を紛失された場合は当協会(019-625-2772)までご連絡いただければ再発行いたしますが、コンビニ専用の払込用紙となりますのでご了承ください。



☆東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券について

今年度より被保険者とそのご家族の健康保持増進のため東京ディズニーリゾートの入園料等の助成を始めます。申込方法等は以下のとおりです。9月中旬よりHPでも確認できます。



申込対象	2024年度の協会費を納入いただいた事業所の事業主、被保険者及び被扶養者
利用期間	2024年11月下旬から2025年3月31日まで ※利用期間とは「利用券」を利用してチケットを購入できる期間(チケットは購入同日の2ヵ月先まで販売されています)
利用補助	1枚につき1名様 1,000円
利用方法	パークチケット購入時またはディズニーホテル宿泊時にご利用できます。 利用券記載の1,000円が、パークチケット料金やディズニーホテル宿泊費から差し引かれる形でご利用できます。
申込期限	2024年10月31日(木)先着順(期限内でも配布枚数に到達した時点で締切ります)
申込方法	2024年度は配布枚数が少ないため使用予定がある方のみお申し込みください。 当協会HPより「申込書」を印刷のうえFAX(019-626-0252)でお申し込みください。電話等では受付できません。 HPが閲覧できない場合はご連絡ください。(電話：019-625-2772)
配布枚数	50枚(2024年度 1事業所2枚まで)
配布方法	受付後、申込者へFAXでご案内します。 11月15日(金)必着で①「確認書」写しと②110円切手を貼り宛名を記載した返信用封筒の2点を同封のうえお送りください。 切手の貼付が無い等不備がある場合や期限までに届かない場合は無効となりますのでご注意ください。 配布時期は11月下旬を予定しています。

パーク情報およびコーポレートプログラム利用券の利用方法についてのお問い合わせ先
東京ディズニーリゾート・インフォメーションセンター TEL：050-3090-2613 10：00～15：00(年中無休)

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

変更日 年 月 日

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 — 電話	〒 — 電話

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。
当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165